

# 令和 8 年度品川区会計年度任用職員募集案内

令和 8 年 5 月 27 日

品 川 区

この採用選考は、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に定める会計年度任用職員の採用候補者を決定するために実施するものです。

※ 常勤職員と同様に、サービスの宣誓、法令および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

## 1. 採用する職、職務内容

職	一般事務
採用予定数	若干名
主な職務内容	一般行政事務における定型的な職務
受験資格	日本国籍を有し、次のいずれかに該当する者 (1) 電話催告および勧奨等、滞納整理事務に必要な能力と経験を有する者 (2) 職務の遂行に必要な知識と能力を有する者
勤務場所	区役所、地域センターなど

※ ただし、地方公務員法第 16 条各号のいずれかに該当する方（4 ページ目《参考》参照）は応募できません。

2. 採用予定時期 令和 8 年 8 月 1 日以降

3. 任 期 採用日から令和 9 年 3 月 31 日までの間

## 4. 申込方法および受付期間

・勤務形態区分の複数選択が可能です。

(1) 申込方法 【PC、スマートフォン、携帯電話から登録可】

品川区職員採用案内 HP (<https://job.axol.jp/jn/c/shinagawa/public/top>) より申し込みが可能です。HP 内の「エントリー」から申し込みを希望する職種を選択し、エントリーフォームに基本情報（氏名、住所など）を登録してください。



【品川区職員採用案内HP QRコード】

顔写真は、写真データをエントリーフォーム内の「設問 1」にて、「.jpg」「.jpeg」「.png」のいずれかのファイル形式でアップロードしてください。

（ファイルの推奨サイズは、縦 560 ピクセル、横 420 ピクセル、縦横比 4×3 の比率です）

(2) 受付期間

令和8年5月27日(水)から令和8年6月10日(水)まで

※ 上記期間内に正常に受信したものを有効とします。なお、予期せぬシステム障害や機器停止等のトラブルについては、一切責任を負いません。

(3) 申込完了および第一次選考(書類選考)について

- ・上記期間内に正常に受信したものを有効とします。
- ・エントリーフォームに登録後、登録が完了された旨をメールにて通知します。

※ 選考中の通知等は原則としてメールにて行います。迷惑メール対策等により受信メールを制限されている方は、(shinagawa@mail.axol.jp)より受信ができるよう設定をお願いします。なお、掲載しているメールアドレスは送信専用のため受信はできません。

## 5. 選考方法・選考日程

(1) 第一次選考

選考方法	書類審査 ※ 申込書により書類審査を行います。
合格発表	令和8年6月中旬(予定) ※ 合否に関わらず、受験者全員に通知します。 ※ <u>第一次選考合格者には、第二次選考の実施案内(日時・場所等)を通知します。</u>

(2) 第二次選考(第一次選考合格者対象)

選考日	令和8年6月下旬(予定)
選考方法	面接
最終合格発表	令和8年7月上旬(予定) ※ 合否に関わらず、第二次選考受験者全員に通知します。 ※ 面接を欠席した場合、辞退とみなし特に通知はありません。

## 6. 選考会場

品川区役所(品川区広町2-1-36)

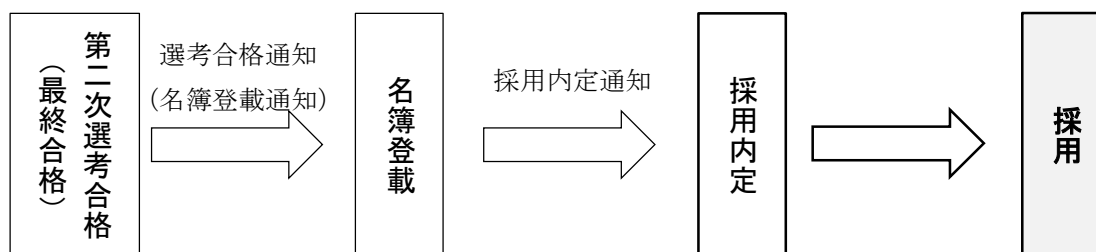
(区役所所在地: JR京浜東北線・りんかい線・東急大井町線「大井町駅」徒歩8分、または東急大井町線「下神明駅」徒歩5分)

## 7. 合格者の取扱い

選考合格後、会計年度任用職員採用候補者名簿に登載されます。

なお、名簿登載期間は、登載日から令和8年10月31日までです。

〈合格から採用までの流れ〉



(注1) 名簿登載の通知で採用が決定するわけではありません。

(注2) 採用内定の通知で初めて任期と勤務場所が確定します。必ずしも希望する勤務条件に合致するとは限りません。

次の事項に該当する場合は、名簿登載を取り消します。

- (1) 名簿登載を辞退した場合
- (2) 受験資格を欠いていることが明らかになった場合
- (3) 品川区職員として採用された場合
- (4) 任用に関する照会に正当な理由なく応答しない場合
- (5) 心身の故障その他の事由により、職員として適正を欠くことが明らかとなった場合

## 9. 採用について

採用は、任用する職やその任期等が決定し次第、名簿登載者の中から行います。  
なお、名簿に登載されていても、必ず採用されるとは限りません。

## 10. 勤務条件等 ※ 令和8年4月1日現在

### (1) 勤務時間・勤務日数・報酬

1日の勤務時間数	1週間あたりの勤務日数	報酬額 (地域手当相当報酬含む)
7時間45分	4日	月額：234,816円
6時間	5日	月額：227,240円

- ※ 勤務日は原則として月曜日から金曜日までの間となりますが、土曜日・日曜日・祝日法による休日が勤務日となる場合があります。
- ※ 公務のため必要がある場合は、所定の勤務時間以外に超過勤務を命じる場合があります。
- ※ 記載の報酬額のほか、期末手当、勤勉手当、通勤手当および超過勤務手当に相当する報酬等が規定に基づき支給されます。
- ※ 報酬額について制度改正が行われた場合は、その額によります。

### (2) 休暇等

勤務形態に応じて、年次有給休暇、慶弔休暇等の休暇を取得できます。

### (3) 社会保険・福利厚生

勤務形態に応じて、東京都職員共済組合の短期組合員となり、短期給付(医療保険)・福祉事業(健康診査等)の適用を受け、また、厚生年金保険および雇用保険に加入します。さらに労働災害補償または公務災害補償の対象にもなります。

## 11. 問い合わせ先

〒140-8715 品川区広町2-1-36

品川区役所区長室人事課人事係(本庁舎5階)

電話：03-5742-6628(直通) FAX：03-5742-6872

※ 選考内容・結果についての問い合わせには応じられません。

### 個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に管理します。  
ご提出いただいた書類は、規定に基づき保存年限経過後に廃棄します。

### 性犯罪前科の確認について

令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。)に基づき、任用される職の職務内容によっては特定性犯罪の前科の有無を確認させていただく場合があります。

### 《参考》 地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。